

# 四日市市障害者雇用事業者支援制度

知ってますか？

四日市市には

障害者雇用の

助成制度が  
あるんです！



独自の

令和8年度版

四日市市



## 事業者の皆様へ

# 障害のある人の雇用について

平素は、本市における雇用行政の推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また、事業者の皆様におかれましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨のもと、障害者雇用につきまして、ご理解とご協力いただいておりますことを、重ねて感謝申し上げます。

本市では、障害のあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害者雇用についての理解を深め、雇用を促進し、職場への定着を図ることを目的とした雇用対策を推進しています。

このパンフレットでは、障害者雇用の際にご利用いただける各種補助制度を掲載しておりますので、障害者雇用を進める際にご活用いただければ幸いです。

なお、市の職員等が雇用の啓発や、障害者雇用に関する助成金制度等のご紹介に随時、事業所訪問をさせていただいております。ご多忙と存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

四日市市

## content

障害者雇用のお願い	1
障害者雇用促進法改正・除外制度について	2
四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金	3
四日市市障害者雇用職場定着支援補助金	4
四日市市障害者雇用職場空間整備支援事業費補助金	5
四日市市施設外就労促進事業費補助金・四日市市雇用促進交付金	6
四日市市特例子会社設立事業費補助金	7
四日市市重度障害者等就労支援特別事業	8
重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・通勤援助助成金	9
重度障害者等の就労支援の枠組み	10

**法定雇用率が2.7%に!対象事業主の範囲も拡大されます!**  
**四日市市では対応に向けた支援があります!**



●令和8年7月から法定雇用率が変わります

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% →	2.5% →	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

民間事業主の法定雇用率が、令和8年7月に2.7%へ引き上げられます。「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定める人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。

実雇用率の  
計算式

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者数 (障害の程度や労働時間に応じてカウント)}}{\text{短時間以外の常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5}$$

【常用雇用労働者】1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、または1年を超えて雇用されている労働者

●除外率制度について

一部の業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小されています。

除外率設定業種	除外率
●船員等による船舶運航等の事業	70%
●幼稚園 ●幼保連携型認定こども園	50%
●道路旅客運送業 ●小学校	45%
●石炭 ●亜炭鉱業	40%
●特別支援学校(一部除く)	35%
●金属鉱業 ●児童福祉事業	30%
●林業(狩猟業を除く)	25%
●鉄道業 ●医療業 ●高等教育機関 ●介護老人保健施設 ●介護医療院	20%
●港湾運送業 ●警備業	15%
●建設業 ●鉄鋼業 ●道路貨物運送業 ●郵便業(信書便事業を含む)	10%
●非鉄金属第一次製錬 ●精製業 ●貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%

【例】建設業に属する労働者数150人の事業所の場合

●除外率10%の場合の雇用義務数 →  $(150人 - ※15人) \times 2.7\% = 3人$   
↳ ※100人 × 除外率(%)

●本来の雇用義務数(除外率なし) →  $150人 \times 2.7\% = 4人$

## 障害のある人を雇用する事業者を支援します

四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金		[四日市市 商業労政課 雇用労政係]
対象者	市内在住の障害のある人を雇用した事業者の方 ※四日市市障害者雇用職場定着支援補助金(P4)との併用はできません。	
区分	①障害者トライアル奨励金	②障害者雇用奨励金
要件	公共職業安定所または民間の職業紹介事業者の紹介により、障害者を試行雇用(トライアル雇用)する事業者(市外の事業者を含む。)に対して奨励金を支給します。 公共職業安定所のトライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)に上乗せ支給する制度です。	国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」の支給期間終了後も、障害者を常用労働者として雇用する事業者(市外の事業者を含む。)に対して奨励金を支給します。 特定求職者雇用開発助成金支給期間終了後に支給する制度です。
補助額	1人当たり 4万円/月	重度障害者 : 1人当たり 6万円/月 重度以外の障害者: 1人当たり 4万円/月
補助期間	3ヵ月間	6ヵ月間
募集期間	随時申請受付	

### 補助金支給の流れ

トライアル雇用から開始する場合



#### まずはハローワーク等を通してトライアル雇用

- ① 国 トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)
- ② 市 四日市市障害者トライアル奨励金 (最長3ヵ月)

↓ 支給終了後

- ③ 国 特定求職者雇用開発助成金 (企業規模や障害の程度により期間が異なります)

↓ 支給終了後

- ④ 市 四日市市障害者雇用奨励金 (最長6ヵ月)

トライアル期間を設けずに雇用する場合



- ⑤ 国 特定求職者雇用開発助成金 (企業規模や障害の程度により期間が異なります)

↓ 支給終了後

- ⑥ 市 四日市市障害者雇用奨励金 (最長6ヵ月)

この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶





## 四日市市障害者雇用職場定着支援補助金

[四日市市 商業労政課 雇用労政係]

対象者	障害のある人(市民※)を雇用した事業者の方 ※四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金、国のトライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)との併用はできません。
要件	新たに、対象となる障害のある人(市民)を雇用する、①かつ②を満たす事業所 ①新たに雇用する障害のある人を市内の事業所等で勤務させる ②四日市公共職業安定所の雇用保険適用事業所 または、労働者災害補償保険適用事業主 ※市内に本店を有している事業所等が市内にて勤務させる場合は、市民以外の障害のある人も対象となります。 【対象となる障害のある人】 障害者手帳を所有しており、かつ、国のトライアル雇用・特定求職者雇用開発助成金の対象となっていない人
補助額	雇用期間、企業規模や雇用保険対象者により金額が異なります。(詳細は下記)
募集期間	随時申請受付

## 補助額の詳細について

## 補助対象期間

補助対象期間は、雇用開始日から雇用開始日を含めて3年間。補助対象期間のうち、雇用継続期間及び申請対象期間については下記のとおり。

雇用継続期間	雇用開始日から3か月	雇用開始日から6か月	雇用開始日から1年	雇用開始日から2年	雇用開始日から3年
申請対象期間	雇用期間 1か月目～3か月目	雇用期間 4か月目～6か月目	雇用期間 7か月目～12か月目	雇用期間 13か月目～24か月目	雇用期間 25か月目～36か月目

## 補助金の額

		継続雇用期間	継続雇用3か月	継続雇用6か月	継続雇用1年	継続雇用2年	継続雇用3年
週あたりの 所定労働時間 30時間以上	重度	大企業	30	40	70	150	200
		中小企業	40	50	100	200	300
	重度以外	大企業	20	30	50	100	150
		中小企業	30	40	70	150	200
短時間雇用等※1		大企業	10	20	40	80	100
		中小企業	20	30	50	100	150
雇用率の対象とならない人※2			10	20	40	80	100

※1：週あたりの所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者

(単位:千円、一人あたり)

並びに週あたりの所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者

※2：週あたりの所定労働時間が、10時間未満の労働者並びに重度以外の身体障害者及び知的障害者

この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶





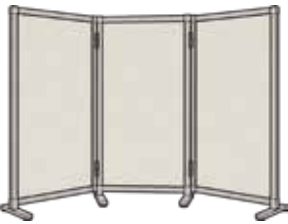


## 障害者の意欲、能力を発揮できる職場づくりのハード整備にかかる費用の一部を助成します

### 四日市市障害者雇用職場空間整備支援事業費補助金 [四日市市 商業労政課 雇用労政係]

対象者	①～③のすべてを満たす事業所 ①市内に本店を有する法人 ②1人以上の障害者を一般常用労働者として雇用し、市内で勤務させている ③市税を滞納していない
対象経費	工事等の業者への委託費用または資材の購入費
補助額	補助対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 上限50万円(1事業者につき1年度1回まで)
募集期間	市ホームページ・広報に掲載します ※着手前に申請が必要(事前にご相談ください)

### 補助対象事業の例

<p><b>施設の増改築</b></p>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務スペースの増改築</li> <li>●点字ブロック、視覚障害者誘導用カーペットの設置</li> <li>●パトライト等聴覚障害者へ合図を送る設備の設置</li> <li>●静音スペースの設置</li> <li>●廊下の拡張(車椅子通行用)</li> <li>●廊下の改修(カーブミラーの設置、手すりの設置)</li> <li>●自動ドアの設置、スライドドア(半自動も可)へ改修</li> <li>●ソフトクローズ機能付きドアの設置</li> <li>●段差解消機(昇降リフト)の設置</li> <li>●階段の改修(手すりの設置)</li> <li>●エレベーター設置、改修(ミラー、点字ボタン、手すりの追加)</li> <li>●車いす用トイレ、オストメイトトイレの設置※</li> <li>●昇降式洗面台、昇降式流し台の設置、タッチレス水栓の設置</li> <li>●低い位置への新設(照明スイッチ類)</li> <li>●センサー式照明の設置(屋内)、入出場設備の改修(車いす対応)</li> </ul>
<p><b>土木工事</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スロープ(コンクリート打ち)</li> <li>●屋根付き駐車場、障害者専用駐車場の整備(整地)</li> </ul>
<p><b>機器、備品の購入</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字ディスプレイ、拡大読書機、画面拡大機</li> <li>●音声拡大機、音声読み上げ機(ソフトウェア含む)</li> <li>●電話補助関連機器(ハンズフリー電話機等)</li> <li>●補聴援助機器、対話支援機器、筆談支援機器、音声文字入力ソフトウェア</li> <li>●上下昇降デスク、目隠しパーテーション</li> <li>●社用車の改造(改造費のみ)、福祉車両の導入(従業員用に限る)</li> <li>●災害・非常用階段避難車、障害者用非常ボタン</li> <li>●分身ロボット(遠隔業務用)、補助犬用トイレ</li> </ul>

※国土交通省「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン)」に掲載されている、「移動等円滑化基準に基づく整備内容」を満たしている場合に限る。

この補助金については、  
市ホームページでもご覧いただけます▶





## 福祉事業所等による施設外就労を受け入れていただく企業等を支援します

四日市市施設外就労促進事業費補助金		[四日市市 商業労政課 雇用労政係]	
対象者	市内企業等		
要件	①かつ②を満たす事業所 ①市内にある就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・ 就労継続支援B型事業所からの施設外就労を受け入れる ②初めて施設外就労を受け入れる		
補助額	6万円／月	補助期間	6カ月間
募集期間	随時申請受付	募集件数	3件程度

### 施設外就労とは

就労支援事業所の職員が利用者に同行し、企業から請負った作業を当該企業内で行います。企業は就労支援事業所に請負代金を支払い、就労支援事業所から利用者に賃金または工賃を支払います。



## 産業現場実習 (インターンシップ) を受け入れていただく事業者を支援します

四日市市雇用促進交付金		[四日市市 商業労政課 雇用労政係]	
対象者	市内に住所を有しており、下記の実施主体が実施する産業現場実習 (インターンシップ) を受け入れる事業者の方		
インターンシップ実施主体	◆三重労働局 ◆四日市公共職業安定所      ◆四日市市社会福祉協議会 ◆「地域若者サポートステーション」事業 (国委託事業) を受託している市内に住所を有する団体		
対象インターン生	市内在住の障害のある人および若年者		
補助額	1万5千円／回		
募集期間	随時申請受付		



## 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社の設立を支援します

### 四日市市特例子会社設立事業費補助金

[四日市市 商業労政課 雇用労政係]

対象者	市内に特例子会社またはその支店を設立する企業
対象経費	人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、役務費、委託料、賃借料、工事請負費、備品購入費
補助額	補助対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 上限150万円
募集期間	随時申請受付

### 特例子会社制度とは・・・

障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度です。

(企業グループによる実雇用率算定も可能です。)

### 特例子会社設立によるメリット

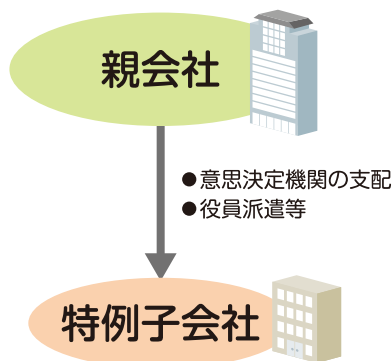
#### (1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

#### (2) 障害者にとってのメリット

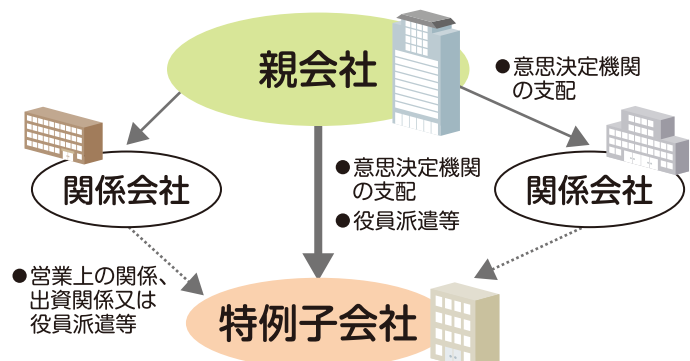
- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

### 特例子会社制度



特例子会社を親会社に合算して  
実雇用率を算定

### グループ適用 (平成14年10月から施行)



関係会社を含め、グループ全体を  
親会社に合算して実雇用率を算定


この補助金については、市ホームページでもご覧いただけます▶






四日市市重度障害者等就労支援特別事業

〔四日市市 障害福祉課 障害福祉係〕

対象者	企業に雇用され就労を行う重度障害者等であって、通勤や職場等における支援が必要である者						
要件	<p>以下の条件をいずれも満たすこと</p> <p>①障害者総合支援法に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を本市の援護によって受けていること</p> <p>②四日市市内に居住地を有していること</p> <p>③-(i) 企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上であること          （週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できる場合を含む）          もしくは、</p> <p>③-(ii) 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの</p>						
支援の内容	<p>企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる以下の支援</p> <p>①喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援</p> <p>②4ヵ月目以降の通勤支援等</p> <p>③重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援</p>						
利用者の負担	<p>本人及び、配偶者の税額に応じて、下記のとおり利用者が負担する額が生じます</p> <table border="1" data-bbox="331 1608 1444 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1608 887 1664">受給者の区分</th> <th data-bbox="887 1608 1444 1664">負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1664 887 1812">本人・配偶者の市民税が課税の場合</td> <td data-bbox="887 1664 1444 1812">負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1812 887 1868">本人・配偶者の市民税が非課税の場合</td> <td data-bbox="887 1812 1444 1868">負担上限月額は0円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の区分	負担上限月額	本人・配偶者の市民税が課税の場合	負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。	本人・配偶者の市民税が非課税の場合	負担上限月額は0円
受給者の区分	負担上限月額						
本人・配偶者の市民税が課税の場合	負担上限月額は9,300円 ※ただし、当該月の基準額の1割が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。						
本人・配偶者の市民税が非課税の場合	負担上限月額は0円						
申請可能期間	<p>随時申請受付</p> <p style="text-align: center;">  <b>障害福祉課 障害福祉係</b>          TEL059-354-8527 FAX059-354-3016          E-mail: syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp       </p>						



**重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金**  
 [独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構]

対象者	下記の障害者を雇用し、サービス事業者への委託を行い下記の措置を行う市内事業者の方						
助成対象となる障害者	次のいずれにも該当する方 ① 重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている者 ② 身体障害者、知的障害者又は精神障害者 ③ 週所定労働時間10時間以上の者 (年度末までに10時間以上に引き上げることを目指す者を含む。)						
助成対象となる措置(委託内容)	①職場介助(業務に必要な支援) イ：PC等情報処理機器の準備・調整、情報アクセス・入力(文・デザインの創案を除く)・出力等に係る操作、書類の頁めくり、文字盤・口文字等の読み取り ロ：代読・代筆(文・デザインの創案を除く)・録音図書の作成 ハ：書類等の整理 ニ：業務上の移動・外出に係る付き添い(介助者による自動車の運転を除く) ②通勤援助 障害者の通勤(公共交通機関を利用する通勤に限る。)に係る指導・援助が助成対象となります						
支給額	助成金の支給対象費用	職場介助 職場介助を対象として支払ったサービス事業者への委託費用		通勤援助 通勤援助を対象として支払ったサービス事業者への委託費用			
	支給額	企業規模	助成率	支給限度額	企業規模	助成率	支給限度額
		中小企業以外	4/5	月額 13万3千円	中小企業以外	4/5	月額 7万4千円
		中小企業	9/10	月額 15万円	中小企業	9/10	月額 8万4千円
支給期間	年度ごとに、委託による支援を開始した日から当該年度末までとなります		年度ごとに、委託による支援を開始した日から3ヵ月間となります				
募集期間	随時申請受付  独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部高齢・障害者業務課 TEL 059-213-9255 FAX 059-213-9270						



雇用施策（障害者雇用納付金助成金）※①と  
 福祉施策（重度障害者等就労支援特別事業）の連携による  
 重度障害者等の就労支援の枠組みのイメージ

勤務時間 →

在宅	出勤	就労	休憩	就労	退勤	在宅
採用後の各年度3カ月目まで						
重度訪問介護サービスなど	障害者雇用納付金助成金 ※② 企業負担	障害者雇用納付金助成金 ※① 対象の支援：文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い等 企業負担			障害者雇用納付金助成金 ※② 企業負担	重度訪問介護サービスなど
		重度障害者等就労支援特別事業 対象の支援：喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等 本人負担				
		本人負担				
		本人負担				
各年度4カ月目以降						
重度訪問介護サービスなど	重度障害者等就労支援特別事業 本人負担	障害者雇用納付金助成金 ※① 対象の支援：文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い等 企業負担			重度障害者等就労支援特別事業 本人負担	重度訪問介護サービスなど
		重度障害者等就労支援特別事業 対象の支援：喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等 本人負担				
		本人負担				
		本人負担				

※①「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」 ※②「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」



# 問い合わせ先一覧

## ハローワーク四日市

お問い合わせ内容 ▶ **障害者の雇用に関する相談・求人**

〒510-0093 四日市市本町3-95

TEL059-353-5566

.....

## 四日市障害者就業・生活支援センタープラウ／四日市市社会福祉協議会

お問い合わせ内容 ▶ **障害者の就業に関する相談・雇用継続に向けた支援**

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号(総合会館2F) TEL059-354-2550

✉ y-sigoto@cty-net.com

.....

## 四日市市役所 障害福祉課 障害福祉係

お問い合わせ内容 ▶ **障害福祉サービスの相談など**

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号(市役所3階)

TEL059-354-8527

✉ syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

FAX059-354-3016

.....

## 四日市市役所 商業労政課 雇用労政係

お問い合わせ内容 ▶ **障害者を雇用する企業への支援(補助金等)**

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号(市役所7階)

TEL059-354-8417

✉ syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

FAX059-354-8307



発行

四日市市商工農水部商業労政課

令和8年6月